

# NEXUS

2021  
No.710

2

「NEXUS（ネクサス）」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。



## CONTENTS

- 01 ●Opinion  
株式会社ウノーインダストリー  
代表取締役 鹿討 康弘 氏
- 02~13 ●主要記事
- 02 新春中央会組合トップセミナー2021開催
- 03~05 令和2年度第3次補正予算の概要
- 06~08 令和2年度 中小企業労働事情実態調査結果の概要
- 09 いわてキラリ企業ガイドブック2021年版の完成  
新たに「いわてキラリ企業TV2021」動画を配信中!!
- 10 令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業のご紹介(事前告知)
- 11 中央会支援 ㈱吾妻嶺酒造店 事業継続力強化計画認定される
- 12 組合情報  
盛岡市上下水道工事業協同組合 創立50周年を迎える  
岩手県金属工業協同組合 SDGsセミナーを開催  
岩手県管工事業協同組合連合会 「下請取引適正化講習会」を開催  
岩手県総合建設業協同組合 「コンプライアンス研修会」を開催
- 13 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます  
~70歳までの就業確保措置が努力義務となりました~
- 14~15 ●岩手県内中小企業概況(令和2年12月分)
- 16 ●中央会Information  
事業主の皆さまへ 就職氷河期世代を対象にした  
職場実習・体験の受け入れにご協力ください  
一関お菓子スタンプラリー 開催のご案内

岩手県中小企業団体中央会

<https://www.ginga.or.jp/>



## 「組織とは一人の人間の長い影にすぎない ～リフレーミングで運命を拓く」

株式会社 ウノーインダストリー

代表取締役 鹿討 康弘

(心理カウンセラー)



「リフレーミング」という考え方があります。心理療法（認知行動療法）のテクニックの1つで、理想的な状態に向かうために、ものごとを認知する枠組みを別の枠組みで捉え直すことを言います。枠組みは英語で「Frame（フレーム）」、そのフレームを改めることから「Reframing（リフレーミング）」と呼ばれています。もともとは家族療法などで用いられてきましたが、現在はビジネスシーンなど幅広い分野で用いられている技法です。技法の一つに言葉のリフレーミング「言い換え」があります。例えば「ネガティブ思考」を「慎重で思慮深い」、「自己主張が少ない」を「協調性がある」など「短所」を「長所」に言い換えます。現在はまさにコロナ禍による「苦境」の真っ只中ですが「最大のピンチ」を「逆転の好機」、「課題山積」を「成長の機会」などと視点を変えてみることで、物事の捉え方の枠組みが転換されて発想が前向きに変わります。

弊社は創業から25年目の令和元年に「共立精工」から「ウノーインダストリー」に社名を変更いたしました。創業以来、半導体露光装置やFPD（液晶）製造装置の部品を中心に一貫して精密部品加工を行なって参りました。半導体露光装置のエンドユーザーは世界の半導体を牽引してきた米国大手メーカー、そしてFPDは中国・武漢のメーカーですので、移動制限の状況下で、コロナ前の増産計画は全て白紙になってしまい、非常に厳しい経営環境にあります。そんな今だからこそ、リーダーは「三思九思」に徹するとき。『何度も繰り返して深く考えれば、解決できない問題はない』という教えです。情報過多の時代、不安を招くニュースを見続けると自律神経のバランスが崩れ免疫力が下がるという米国の研究があります。多くの情報を知ることはもちろん重要ですが、切り取られたニュースから、その真贋を判断できません。本当のことは良く考えることでしか分からない。「知ることより考えること」こそが真実への近道だと思うのです。

コロナは私たちの意識を二極化させました。「新しい日常を受け入れ踏み出す人」と「元の世界に戻って来ることを待ち続ける人」です。コロナによる環境の変化は、まさに「自分を変える機会」でもあります。リフレーミングで脚本を書き換えながら運命を拓いていく絶好のチャンスでもあります。組織・職場は「一将の影」。一人の人間の長い影です。この言葉の重さを胸に刻み、至誠で背くことなく社員を正しく導いて参ります。今後ともより一層のご指導ご支援をお願い申し上げます。



## 新春中央会組合トップセミナー2021 開催

1月7日(木)、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて、新春中央会組合トップセミナーを開催した。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会場においては検温・手指消毒・マスク着用の徹底、参加者間の距離の確保、隣席間及び講壇における飛沫防止パネルの設置など徹底した対策を講じたほか、会場の様子をリアルタイム配信することでオンライン参加も可能とし、会場・オンライン合わせて約100名の参加を得た。

小山田中央会会長の挨拶の後、岩手県商工労働観光部副部長 平井省三氏、株式会社商工組合中央金庫盛岡支店長 辻健彦氏より祝辞を頂いた。続いて岩手県商工労働観光部商工企画室企画課長 似内憲一氏より「令和3年度の県の商工労働観光施策の方向性について」と題し講演を頂き、いわて県民計画・政策推進プランにおいて示されている政策項目のうち、移住・定住の促進、ライフスタイルに応じた新しい働き方による一人ひとりの能力を発揮できる環境づくり、中小企業振興、地域資源の活用などによる産業の活性化などの施策について方向性の説明がなされた。

新春記念講演の部では、東京大学先端科学技術研究センター教授 西成活裕氏より「ニューノーマルへの対応 ～渋滞学の発想で感染防止と経済の両立～」と題し、東京よりオンラインにて講演を頂いた。オンラインによる新春記念講演は、新春中央会組合トップセミナーの前身である組合代表者会議から通じて初回の試みであり、オンライン会議システム Zoom を活用して実施した。「渋滞学」は西成氏が提唱した「車・人・モノ」の流れをスムーズにする科学であり、車・人などの移動に関する混雑緩和のほか、物流・生産の効率化にも寄与している。講演では、様々な分野における“渋滞”の発生の原因や講ずべき対策、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における物流のあるべき姿が説明されるとともに、感染防止策についてクイズ形式で問いかけられるなど、参加者は時折頷きながら、興味深く聴講している様子であった。



小山田中央会会長による主催者挨拶



祝辞を述べる岩手県商工労働観光部副部長



祝辞を述べる商工中金盛岡支店支店長

### ＜新春記念講演 概要＞

講 師： 渋滞学者／東京大学先端科学技術研究センター教授  
西成 活裕 氏

演 題： 「ニューノーマルへの対応

～渋滞学の発想で感染防止と経済の両立～」

#### ■渋滞学とは

人流・物流の効率化

#### ■群集マネジメントとコロナ時代の対応

どのように群集を誘導すべきか

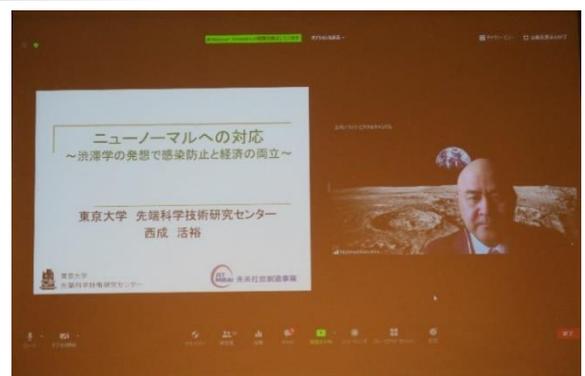
群集事故を防ぐためには

イベントのプランニングの方法

#### ■今後の物流のあるべき姿

フィジカルインターネットとデマンドウェブ

物流プラットフォームと協調



西成氏の講演の様子（会場スクリーン）



## 令和2年度第3次補正予算の概要

令和3年1月28日、令和2年度第3次補正予算が成立致しました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、ポストコロナ・ウィズコロナ時代へと経済社会が変化しています。そうした変化に対応するため、経済産業省では、中小企業等の事業の継続や再構築を促進する各種支援策を実施いたします。主な内容は以下の通りです。

### 中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業界転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

#### 補助対象要件

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成

#### 補助金額・補助率

|                    | 補助金額          | 補助率               |
|--------------------|---------------|-------------------|
| 中小企業（通常枠）          | 100万円～6,000万円 | 2/3               |
| 中小企業（卒業枠）※1        | 6,000万円超～1億円  | 2/3               |
| 中堅企業（通常枠）          | 100万円～8,000万円 | 1/2（4,000万円超は1/3） |
| 中堅企業（グローバルV字回復枠）※2 | 8,000万円超～1億円  | 1/2               |

※1 400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開にいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2 100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること

#### 緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

| 補助額 | 従業員数5人以下    | 従業員数6～20人     | 従業員数21人以上     | 補助率 | 中小企業 | 中堅企業 |
|-----|-------------|---------------|---------------|-----|------|------|
|     | 100万円～500万円 | 100万円～1,000万円 | 100万円～1,500万円 | 3/4 |      |      |
|     |             |               |               | 2/3 |      |      |

#### 本事業の活用イメージ

**飲食業**  
居酒屋経営  
➔ **オンライン専用の注文サービス**を新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

**小売業**  
衣服販売業  
➔ 衣料品の**ネット販売**や**サブスクリプション形式のサービス**に業態を転換。

**食品製造業**  
和菓子製造・販売  
➔ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに**化粧品の製造・販売**を開始。

公募開始は3月となる見込みです。また、jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。G Biz ID プライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

＜お問合せ先＞ 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 TEL：03-3501-1816



## 中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編(ものづくり補助金の変更点を抜粋)

新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)に改編します。

以下、本頁ではものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業についての変更点を説明します。

### ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の変更点(5次締切分以降)

#### 1. 低感染リスク型ビジネス枠(新特別枠)の新設

○補助率 2/3

○補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。

- ▶ 物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発  
(例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発(部品開発を含む)、オンラインビジネスへの転換等)
- ▶ 物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善  
(例：ロボットシステムの導入によるプロセス改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービスを提供するオペレーションセンターの構築等)
- ▶ ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資

※キャッシュレス端末や自動精算機、空調設備、検温機器など、ビジネスモデルの転換に対して大きな寄与が見込まれない機器の購入は、原則として、補助対象外経費)

○補助対象経費

通常枠の補助対象経費である機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費に加えて広告宣伝費・販売促進費

#### 2. 加平等

○4次締切分までであった政策加点「小規模企業者・小規模事業者」および災害等加点「新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために設備投資等に取り組む事業者(特別枠の申請者)」への加点を廃止

#### 3. その他

○新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引き上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とする(4次締切分まで特別枠申請者に限定していたが、通常枠及びグローバル展開型まで拡大)

※5次締切分については、応募締切が令和3年2月19日(金)17時までとなっており、採択発表は3月末を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、5次締切以後も申請受付を継続し令和3年度内には、複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。現時点で6次締切分は5月頃の応募締切を予定しています。  
(予定は変更する場合があります。)

詳細については、下記「ものづくり補助金総合サイト」をご覧ください。

#### 【お問い合わせ先・ものづくり補助金総合サイト】

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がございますので、ご了承ください。

<ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間：10：00～17：00(土日祝日を除く) 電話番号：050-8880-4053

ものづくり補助金総合サイト：<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

メールアドレス：公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp



## 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により業況悪化を来している事業者への資金繰り支援を継続するとともに、事業転換やイノベーション等生産性向上に向けた設備投資や、事業再生・事業承継等に取り組む中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を実施するために、日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

### (1) 設備資金貸付利率特例制度の概要

新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上に資する設備投資を実施する場合の適用利率について、各貸付制度の適用利率から当初2年間▲0.5%

限度額：各貸付制度の限度額（中小事業 7.2 億円、国民事業 7,200 万円等）

金利：各貸付制度の適用利率から当初2年間▲0.5%

### (2) 企業再建支援、事業承継・集約・活性化支援資金の拡充

#### ①企業再建資金

- 再生支援協議会等公的支援機関の関与の下、事業再生に取り組む事業者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.9%
- 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業等を利用して経営改善に取り組む事業者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.65%

#### ②事業承継・集約・活性化支援資金

- 事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて付加価値向上計画を策定し、事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.65%
- 新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化により事業継続が困難となっている事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.4%  
(小規模事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準利率から▲0.65%)

### (3) 観光産業等生産性向上資金の拡充

事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る観光産業等を営む者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.4%

## 事業承継・事業引継ぎ推進事業

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。

### 事業承継・引継ぎ補助金

#### M&A時の専門家活用を支援【専門家活用型】

＜補助対象経費＞ 専門家の仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等（廃業費用として）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 経営資源の譲渡を検討している方／着手している方  
補助率： 2 / 3 補助上限額： 400万円 廃業費用： 200万円
- 経営資源の譲受けを検討している方／着手している方  
補助率： 2 / 3 補助上限額： 400万円 廃業費用： -

#### 事業承継・引継ぎ後の新たな取組の支援

＜補助対象経費＞ 事業承継・引継ぎ後の設備投資、販路開拓費用等

（廃業費用として）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 他社の経営資源を引き継いで創業した方【創業支援型】  
補助率： 2 / 3 補助上限額： 400万円 廃業費用： 200万円
- 親族内承継等で経営者交代をされた方【経営者交代型】  
補助率： 2 / 3 補助上限額： 400万円 廃業費用： 200万円
- M&Aにより経営資源を引き継いだ方【M&A型】  
補助率： 2 / 3 補助上限額： 800万円 廃業費用： 200万円

＜お問合せ先＞ 中小企業庁 事業環境部 財務課 TEL：03-3501-5803



## 令和2年度 中小企業労働事情実態調査結果の概要

本会では、県内の中小企業における労働環境を的確に把握し、国等の適正な中小企業労働施策及び支援方針の策定に反映させるため、「岩手県における令和2年度中小企業労働事情実態調査」を実施した。その結果の概要として、今回は調査項目の中から「経営について」、「従業員について」、「賃金改定について」の主要部分について報告する。

なお、本調査は毎年7月1日時点の状況について実施しているものである。

### I. 回答事業所の内訳

調査対象事業所 800 事業所のうち、回答のあったのは 487 事業所で、内訳は製造業 213 事業所、非製造業 274 事業所であった。

| 調査対象事業所数 | 回答事業所数 | 回答率   |
|----------|--------|-------|
| 800      | 487    | 60.9% |

### II. 経営について

#### ①経営状況と主要事業の今後の方針

現在の経営状況について、1年前と比べて「悪い」が 59.1% (前年 32.7%) であり、最も高い割合を占めている。次いで「変わらない」が 34.6% (前年 56.2%)、「良い」が 6.2% (前年 11.1%) となっている。

主要事業の今後の方針を県合計で見ると、「現状維持」が 74.4%、次いで「強化拡大」が 19.3%、「縮小」5.4%、「廃止」0.2%、「その他」0.6%となっている。

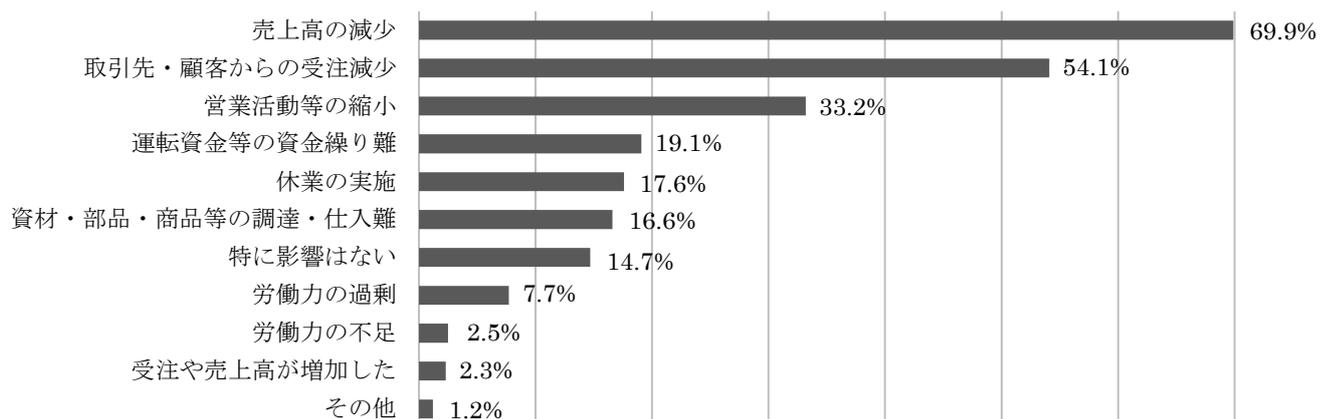
#### ②経営上の障害

経営上の障害を見ると、「販売不振・受注の減少」が 51.9% と最も多く、次いで「人材不足 (質の不足)」40.9%、「同業他社との競争激化」32.5% の順となっている。(昨年調査「人材不足 (質の不足)」51.3%、「労働力不足 (量の不足)」36.9%、「販売不振・受注の減少」35.6% の順)

#### ③新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響

新型コロナウイルス感染拡大による事業所への影響について県合計で見ると、「売上高の減少」が 69.9% で最も多く、次いで「取引先・顧客からの受注減少」54.1%、「営業活動等の縮小」33.2%、「運転資金等の資金繰り難」19.1% の順。「特に影響はない」は 14.7% で全国平均を上回っている。

【新型コロナウイルス感染症による事業所の経営への影響】



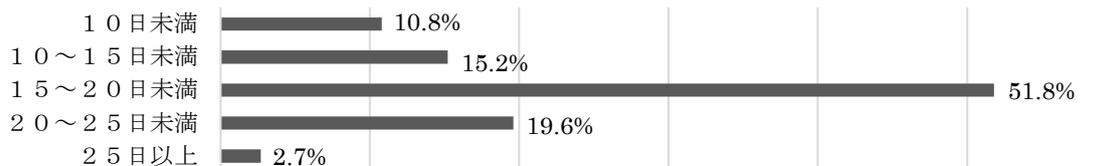
### Ⅲ. 従業員について

#### ①従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数と平均取得日数

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20 日未満」が 51.8%と最も多く、続いて「20～25 日未満」19.6%、「10～15 日未満」15.2%の順となっている（昨年調査「15～20 日未満」57.1%、「10～15 日未満」16.0%、「20～25 日未満」15.0%の順）。

一方、平均取得日数は「5～10 日未満」が 49.1%と最も多く、次いで「10～15 日未満」33.7%、「5 日未満」9.8%の順となっている（昨年調査「5～10 日未満」45.4%、「5 日未満」24.9%、「10～15 日未満」21.2%の順）。

【年次有給休暇の平均「付与」日数】



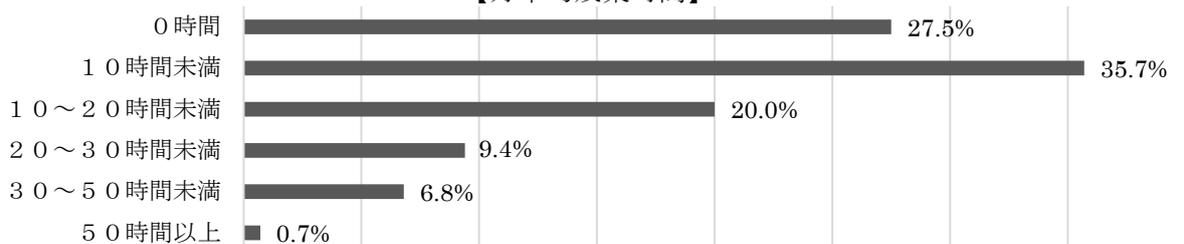
【年次有給休暇の平均「取得」日数】



#### ②従業員 1 人当たりの月平均残業時間

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの従業員 1 人当たりの月平均残業時間は、「10 時間未満」が 35.7%と最も多く、次いで「0 時間」27.5%、「10～20 時間未満」20.0%となっている。（昨年数値「10 時間未満」34.9%、「0 時間」23.3%、「10～20 時間未満」18.0%の順）

【月平均残業時間】



#### ③高齢者の雇用状況

60 歳以上の高齢者の雇用の有無を県合計で見ると、「雇用している」は 82.9%で全国平均 80.5%を上回っており、「雇用していない」は 17.1%となっている。

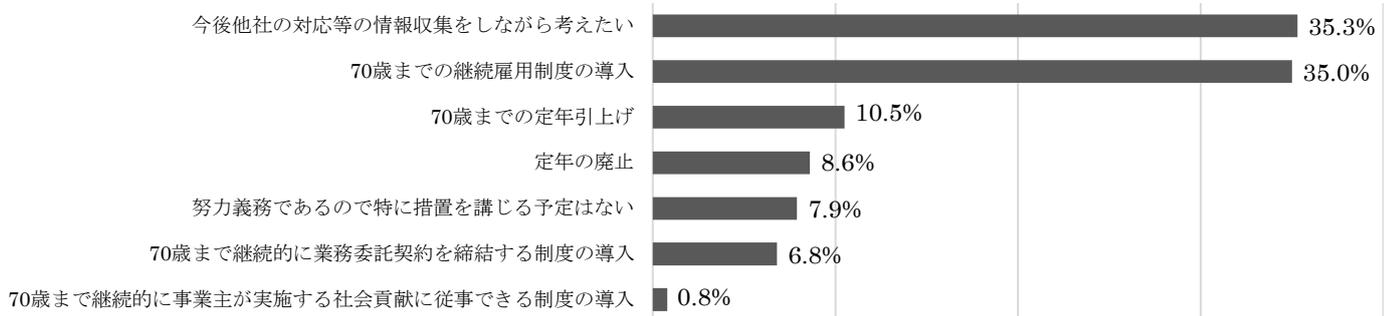
60 歳以上の高齢者を「雇用している」と回答した事業所における高齢者雇用措置としては、「再雇用など継続雇用制度を導入した」62.9%が最も多く、次いで「定年を 65 歳以上に引き上げた」28.1%、「定年の定めを廃止した」9.0%の順となっている。

#### ④高齢者就業確保措置

令和 3 年 4 月 1 日施行予定の「改正高齢者等の雇用の安定等に関する法律」による高齢者就業確保措置（努力義務）の新設の把握状況を県合計で見ると、「把握している」58.6%、「把握していなかった」41.4%であり、「把握している」事業者の割合は全国平均 54.4%を上回っている。

高年齢者就業確保措置の新設を把握していると回答した事業所のうち、講じる予定の高年齢者就業確保措置としては、「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」が35.3%で最も多く、次いで「70歳までの継続雇用制度の導入」35.0%、「70歳までの定年引上げ」10.5%の順であった。

【事業所が講じる予定の高年齢者就業確保措置】



【参考】

**高年齢者雇用措置（義務）**

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により高年齢者雇用措置（「定年を65歳まで引き上げる」、「継続雇用制度の導入」といった対応）が必要。

**高年齢者就業確保措置（努力義務）**

令和3年4月1日施行予定の「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、事業主に、70歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務が設けられる予定。

IV. 賃金改定について

①賃金改定の実施状況

令和2年1月1日から7月1日までの間の賃金改定の実施状況を見ると、「引上げた」とした事業所が36.5%（昨年調査48.8%）と最も多かった。次いで「未定」が28.3%（昨年調査20.9%）、「今年の実施しない」が27.2%（昨年調査19.4%）となった。

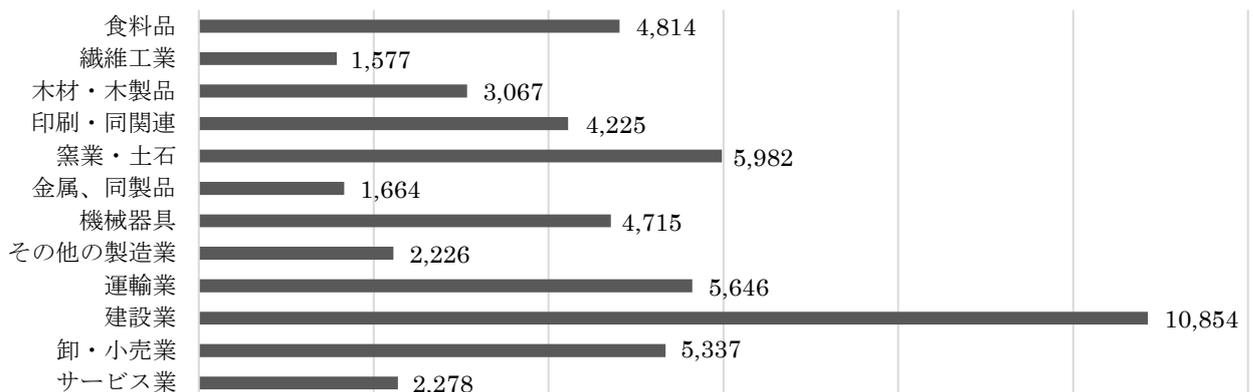
②昇給の状況

昇給の額について業種別で見ると、「建設業」が10,854円で最も多く、次いで「窯業・土石」が5,982円、「運輸業」5,646円、「卸・小売業」5,337円の順となった。（昨年調査では、「繊維工業」9,734円、「サービス業」6,408円、「建設業」6,182円、「金属、同製品」5,355円の順）。

回答事業所全体の昇給額の平均は4,728円（昨年調査5,234円）となっている。

【平均昇給額】

（加重平均・円）







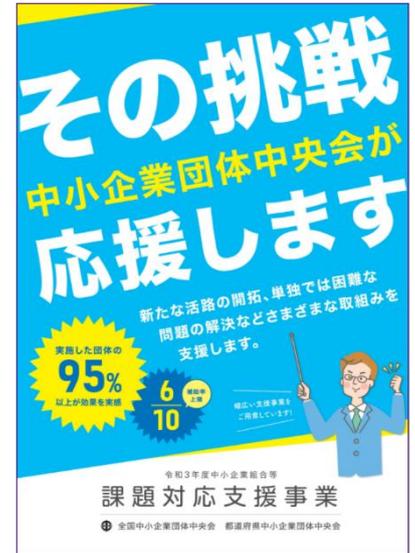
## 令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業のご紹介（事前告知）

全国中央会では、新たな活路の開拓、単独では困難な問題の解決などを図る組合等の取り組みを支援する「令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業」公募開始に向けた事前告知を行っております。

（詳細は全国中央会HPをご覧ください。：<https://www.chuokai.or.jp/>）

公募期間は3月初旬に第1次募集開始予定となっておりますので、決まり次第別途ご案内致します。

本事業への応募は、全国中央会へ直接提出することとなっておりますが、岩手県中央会と致しましては、本県の組合等の助成事業の応募に際し、多くの助成希望が受け入れられるよう、その計画書作成等の支援を行うこととしておりますので、応募をご検討の際は事前にご相談をいただきますようお願い致します。事業の概要は以下の通り。



### I 中小企業組合等活路開拓事業

#### ○活路開拓事業

専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取り組みを補助します。

|         |       |                     |
|---------|-------|---------------------|
| 大規模・高度型 | 補助額   | 上限：2,000万円、下限：100万円 |
|         | 補助率上限 | 6/10                |
| 通常型     | 補助額   | 上限：1,200万円、下限：100万円 |
|         | 補助率上限 | 6/10                |

#### ○展示会等出展・開催事業

国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。（商品等の販売を伴う出展・開催は不可）

|       |                  |
|-------|------------------|
| 補助額   | 上限：1,200万円、下限：なし |
| 補助率上限 | 6/10             |

#### 効果実感の声

Voice 1

効果的な販売促進が可能となり、売上を維持しながらチラシコストが30%以上削減

Voice 2

新製品、新工法を開発した結果、111社まで落ち込んだ組合員数が146社に増加

Voice 3

海外での展示会終了後、PRした製品が現地価格にして売上230万円

### II 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークシステムの開発、開発のための計画立案やRFP（提案依頼書）策定を支援します。

|         |       |                     |
|---------|-------|---------------------|
| 大規模・高度型 | 補助額   | 上限：2,000万円、下限：100万円 |
|         | 補助率上限 | 6/10                |
| 通常型     | 補助額   | 上限：1,200万円、下限：100万円 |
|         | 補助率上限 | 6/10                |

#### 効果実感の声

Voice 1

事務処理工数が削減され、事務処理時間が月50時間から10時間に減少

Voice 2

開発した受注支援ツールによって売上高が6,323万円から1億1,744万円に増加

Voice 3

顧客情報を掴めるようになり販売機会ロスが減少、売上高が前年度比40%増加



## 中央会支援

### (名)吾妻嶺酒造店 事業継続力強化計画認定される

#### 事業継続力強化計画認定【合名会社吾妻嶺酒造店】

合名会社吾妻嶺酒造店（佐藤元 代表社員）では、近年多発する自然災害や、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による事業継続リスクに対応する為、本会支援により、防災・減災計画である「事業継続力強化計画」を策定し、令和2年12月に国（経済産業大臣）から認定を受けた。

同社では、防災・減災計画として、主に以下の内容について検討した。

- ✓ ハザードマップ等を活用した自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定の方策
- ✓ 安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順
- ✓ 人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策

事業継続力強化計画は、企業にとって重要な財産である従業員、その他の資産を守るための防災・減災計画であるため、実行性が確保されるよう、認定後も継続的に教育・訓練を通じて社内に周知し、適宜計画の見直すことを徹底していくこととした。



認定書を受領した  
佐藤代表社員

#### 事例紹介【有限会社エバラ製作所（群馬県伊勢崎市）】令和2年9月認定



**概要** 御社の概要を教えてください。

当社は、主に材料としてウレタンホーム（シート）類を活用した薄厚シートを型抜きして、各種シール（ガスケット、シート、緩衝材等）部品の製造を行っております。また、自動車部品の加工で培った技術の応用で高機能なフェイスシールドも開発しました。

**きっかけ** 事業継続力強化計画を策定したきっかけを教えてください。

設備導入を検討していた際、本計画の策定がものづくり補助金の加点項目にもなることを知り一ヶ月かけて作成しました。作成する中で、当社拠点が地震、水災といった災害被害に見舞われる可能性が高いことを認識しました。加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延も同時期に起こっていたことから、感染症対策も踏まえた計画を策定することにしました。

**苦勞** 策定にあたって苦勞した点を教えてください。

策定前までは、自然災害による被害は防ぎようがないという意識があったため、対策を考えることがなかったのですが、当社が対応できる対策を一つ一つ具体的に落とし込む作業に非常に苦勞しました。策定にあたっては自身だけでは難しく、コンサルの先生にアドバイスを受けながら約一ヶ月かけて完成させました。

**社内外の変化** 事業継続力強化計画を策定したことで、社内外で何か変化したことを教えてください。

社内では、月に一回打ち合わせを行い、対策内容や各々の役割について確認をしております。加えて、KYT（危険予知訓練）を始めました。作業や職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し、解決能力を高める活動や全社員が災害が起きた際に正しい初動ができるように取り組んでいます。

社外としては、自動車業界におけるサプライチェーンとして、有事においても部品供給が円滑に進むよう、敢えて在庫を増やす体制をとるようにしました。【在庫を持たないことが正義】とよく言われますが、2019年の台風19号により当社の属するサプライチェーンでも大きな被害が発生し、当社も生産ストップに追い込まれた経験からそのような体制を構築しました。その結果、生産性が向上し納期に余裕ができました。これにより従業員が休みをきちんととれる（週休3日）ようになるなど働き方改革にもつながっています。

**進捗** 策定した事業継続力強化計画の進捗を教えてください。

クラウドの活用を準備中。サーバーに接続できない場合でも円滑に業務が行える体制を整えるため専門業者と打合せを進めております。水災に対応するため排水ポンプの導入を検討。当社の規模や想定される被害に合致する製品の選定、そもそも予想される被害に対して、有効性を発揮するのかという多方面で可能性を予測し、導入について検討しております。

○出典：関東経済産業局ホームページ「事業継続力強化計画のモデル事例について」



## 盛岡市上下水道工事業協同組合 創立 50 周年を迎え

盛岡市上下水道工事業協同組合（佐々木 伸吉 理事長）は、12月22日をもって創立 50 周年を迎えた。本来であれば盛岡市内のホテルにて記念式典を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止とした。

当組合は昭和 30 年代に 12 社の工事業者が前身となる「盛岡市水道工事店会」を立ち上げ、その後昭和 45 年に「盛岡市水道工事業協同組合」を設立、平成 10 年 1 月には「盛岡市下水道工事業協同組合」と合併して「盛岡市上下水道工事業協同組合」となり、平成 16 年に官公需適格組合の証明を取得している。

当組合では創立 50 周年を記念し、盛岡市へスポーツ振興のための寄附金を贈呈した（右写真）。



寄附金贈呈の様子

## 岩手県金属工業協同組合 SDGs セミナーを開催

岩手県金属工業協同組合（小林 清之 理事長）では、12月18日（金）、コロナ禍及び収束後に企業が取り組むべき SDGs について知見を広めるため、研修会を開催した。講師に NPO 法人 環境パートナーシップいわて 特別常任顧問 野澤 日出夫 氏を招聘し、「みんなで考え・実行する持続可能ないわてへ SDGs～心地よく豊かに生き延びるために～」をテーマにご講演頂いた。

SDGs の土台となる環境保全、特に脱炭素社会の実現のために今何ができるのか、国という大きなくくりではなく県あるいは企業単位の取組について示され、参加者は熱心に受講していた。

最後に野澤氏は、「次世代を担う子供たちのためにも環境負荷を先送りしてはならない。我々の世代から変えていく必要がある。」と警鐘を鳴らした。



セミナーの様子

## 岩手県管工事業協同組合連合会

### 「下請取引適正化講習会」を開催

岩手県管工事業協同組合連合会（佐々木 英樹 理事長）では、1月20日、花巻高等職業訓練校において、傘下の組合員企業を対象に「下請取引適正化講習会」を開催した。

講習会には、県内各地から約 30 人が参加。中小企業診断士 土岐 徹朗 氏が講師を務め、建設業法等の関係法令や法令遵守ガイドラインの内容のほか、価格交渉を行う上での必要なノウハウや、働き方改革に伴う対応のポイント等について解説。参加者は熱心に耳を傾け理解を深めていた。



講習会の様子

## 岩手県総合建設業協同組合

### 「コンプライアンス研修会」を開催

岩手県総合建設業協同組合（小山 茂 理事長）は働き方改革関連法が 2019 年 4 月から順次施行されているなか、組合員各社が法令遵守のもとに制度対応等に万全を期すため 1 月 29 日（金）「コロナ禍での労務管理のポイント」と題し、盛岡市内のホテルにて研修会を開催した。

講師に社会保険労務士法人 緑が丘 L S オフィスの社会保険労務士 澤瀬典子 氏をお迎えし、「①働き方改革関連法の施行状況」「②同一労働同一賃金の概要と裁判例」「③コロナ禍での労務管理のポイント」の 3 項目について事例等を交えながら規定内容や施行スケジュール、実務的対応等についての留意点等が説明された。

特にも「③コロナ禍での労務管理のポイント」では社員の感染が疑われるとき、社員の私生活の感染対策に対する会社の関与、休業中に社員の副業兼業を許可した場合の対応と注意点等についての説明に出席者は熱心に耳を傾け理解を深めた。



研修会の様子



## 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます ～70歳までの就業確保措置が努力義務となりました～

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です

65歳までの雇用確保  
(義務)



70歳までの就業確保  
(努力義務)

新設される部分  
(令和3年4月1日施行)

### 高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入  
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P2、3

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P2、3

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

内容の詳細につきましては、以下の URL から資料をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000694688.pdf> 【厚生労働省】

<申請・お問合せ先>

- ◆ 改正法や高年齢者就業確保措置についてのお問合せは、最寄りの労働局・ハローワークへご連絡下さい

URL : <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/iwate/>

- ◆ 高年齢者の雇用に関する相談・援助については下記事業所までご連絡下さい

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岩手支部 高齢・障害者業務課 TEL : 019-654-2081

URL : [https://www.jeed.go.jp/location/shibu/iwate/03\\_ks\\_elderly.html](https://www.jeed.go.jp/location/shibu/iwate/03_ks_elderly.html)



## 1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和3年1月25日発表)

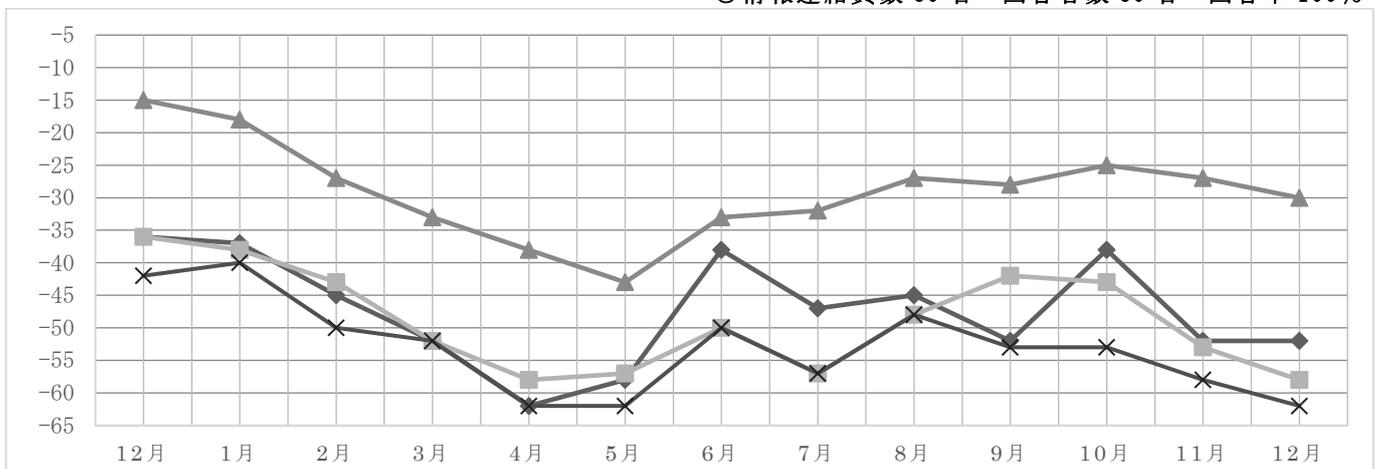
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種G o T oキャンペーン事業も中断され、改善傾向であったホテル・商店街等のサービス関連産業等、幅広い業種で影響を受けた。人の往来が増加する年末年始に重なったこともあり、1年で最大の繁忙期を失った事業者も多く、影響は大きい。経済との両立を図って対応することが求められるが、動き出した経済活動にややブレーキがかかりつつあり、10月以降、特に主要3指標に影響が出ている。業種を問わず、新型コロナウイルスの影響が長引くにつれ、人員削減や廃業を検討する企業も見られ、先行きを不安視している声も増えている。

## 2. 景況天気図（県内）…令和2年11月と令和2年12月のDI比較

| 令和2年<br>12月分 | 全産業  |      |     | 製造業  |      |      | 非製造業 |      |     | 30以上    |
|--------------|------|------|-----|------|------|------|------|------|-----|---------|
|              | 11月  | 12月  | 前月比 | 11月  | 12月  | 前月比  | 11月  | 12月  | 前月比 |         |
| 売上高          | △ 52 | △ 52 | 0P→ | △ 43 | △ 52 | 9P↘  | △ 56 | △ 51 | 5P↗ | 10~29   |
| 在庫数量         | △ 12 | △ 17 | 5P↗ | △ 14 | △ 19 | 5P↗  | △ 10 | △ 14 | 4P↗ | △9~9    |
| 販売価格         | △ 8  | △ 8  | 0P→ | △ 10 | △ 5  | 5P↗  | △ 8  | △ 10 | 2P↘ |         |
| 取引条件         | △ 20 | △ 22 | 2P↘ | △ 10 | △ 14 | 4P↘  | △ 26 | △ 26 | 0P→ | △10~△29 |
| 収益状況         | △ 53 | △ 58 | 5P↘ | △ 43 | △ 52 | 9P↘  | △ 59 | △ 62 | 3P↘ |         |
| 資金繰り         | △ 27 | △ 30 | 3P↘ | △ 29 | △ 24 | 5P↗  | △ 26 | △ 33 | 7P↘ | △30~△49 |
| 設備操業度        | △ 43 | △ 43 | 0P→ | △ 43 | △ 43 | 0P→  | —    | —    | —   |         |
| 雇用人員         | △ 18 | △ 18 | 0P→ | △ 29 | △ 24 | 5P↗  | △ 13 | △ 15 | 2P↘ | △50以下   |
| 業界の景況        | △ 58 | △ 62 | 4P↘ | △ 57 | △ 67 | 10P↘ | △ 59 | △ 59 | 0P→ |         |

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

## 3. 全産業（県内）… 令和元年12月～令和2年12月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%

令和2年12月DI 《 ◆…売上 -52 ■…収益 -58 ▲…資金繰り -30 ×…景況 -62 》

## 4. 各業種の概況（県内）…令和2年12月分

### ◇パン製造業

例年なら繁忙期となる12月だが、一部でステイホーム向けのクリスマスケーキに需要が高まったものの、全般的に低調なままで推移した。

### ◇めん類製造業

贈答品の売上が例年以上に減少した。年末年始の活況も無く売上の回復が期待できない状況である。

### ◇菓子製造業

冠婚葬祭も、実施スタイルの変化により菓子類の需要が少なくなってきている。

### ◇木材チップ製造業

出荷量が低調である。ペーパーレスの進行に加え、新型コロナウイルスの影響でテレワーク、オンライン化等が大きく作用していると思われる。

### ◇印刷業

コロナの影響で年末にかけての印刷需要も盛り上らないままに終わった感じである。

### ◇銑鉄鋳物製造業

トラック等大型自動車部品、建設機械部品、ロボット関係部品の生産量は増えているが、その他産業機械部品の需要は、新型コロナウイルス感染症の影響により生産が減少している。

### ◇金属製品製造業

工場稼働率と手持ち工事量ともに微減傾向。工場加工費も低下傾向、鋼材価格の値上げへの危惧も重なり、先行きの不透明感がより増大している。地場物件が少なく小規模物件が殆どである。

### ◇野菜果実卸売業

上旬は潤沢に入荷していたものの中旬にかけて落ち込み、取扱数量が伸び悩んだ。

### ◇各種商品卸売業

12月に入って急激に冷え込み、長靴などの冬物商品が伸びて、在庫が足りなくなった。

### ◇酒・調味料小売業

家飲みが増え、スーパー等では販売量が増えている状況が続いている。

### ◇燃料小売業

低温により一般家庭の需要は増加しているものの、Go To トラベルの一時停止、コロナウイルスの感染拡大で大口需要の旅館等観光施設、イベント等の中止で公共施設の需要低下が懸念される。

### ◇食肉小売業

新型コロナウイルスの蔓延とキャンペーン事業の停止で飲食店やホテルで軒並み納品数量が落ち込み、さらに資金繰りが厳しくなる。

### ◇野菜・果実小売業

単価比は入荷増と荷動きの低調から下落した。年末商戦は昨年並みには推移したが、移動自粛の影響で例年の年末風景は一転し傾向が変化した。

### ◇家庭用機械器具小売業

加湿器、空気洗浄機等一部商品に欠品が見られた。

### ◇各種商品小売業

コロナ対策のプレミアム商品券の使用期限が12月であった為、駆け込み需要が大きく、特に食料品の売上が好調であった。全体的に持ち直してきた感はあるが、飲食は回復の兆しが見えない状態である。

### ◇商店街（盛岡市①）

飲食街は新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響で寂しい歳末となった。

### ◇商店街（盛岡市②）

寒波・積雪により生活必需品の売上が伸び、総体では売上が横ばいをキープしている。

### ◇商店街（一関市）

中旬の大雪から消費者の外出渋りがあり、食料品や防寒品以外は苦戦となっている。

### ◇自動車整備業

寒さが厳しく雪も多いことから、季節特有の需要もあって売上は増加した。

### ◇旅館業

Go To トラベルが段階的に地域での一時停止が発生。全国的に感染症の拡大もあり、旅行マインドは著しく低下。忘年会等の飲食・宴会需要もほぼストップ。繁忙期への期待は落胆となった。

### ◇旅行業

Go To トラベル事業の取扱いが停止され、相次ぐキャンセルと団体ツアー旅行の催行中止を余儀なくされるなど、中小旅行会社は、旅行需要が完全に消滅してしまった。

### ◇建物サービス業

コロナ感染者増加による影響で、受注先が休業となり、業務の休止や仕様変更となる所があった。

### ◇土木工事業

業界の競争が激化してきているため受注までは厳しい状況となっている。

### ◇倉庫業

収入が大幅に減少、コロナの影響が出始めており、自社倉庫で足りている状況と思われる。

### ◇一般乗用旅客自動車運送業

売上高が下降線を辿っており、年末年始も帰省客が大幅に減少したことにより、収益は激減した。

事業主の皆さまへ

## 就職氷河期世代を対象にした 職場実習・体験の受け入れにご協力ください

この「職場実習・体験」は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。事業主の皆さま、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いします。

### 職場実習・体験の内容

実際に従事している業務の一部または全体を体験・見学できるような内容としていただきます

### 受け入れの流れと手続き

#### 1 「受入条件票」の作成・提出

職場実習・体験の内容や受け入れ条件を様式に記入いただきます。

#### 4 職場実習・体験の実施

必要に応じて、労働局やハローワークの担当者がサポートします。

#### 2 希望者情報の受け取り

貴社での職場実習・体験を希望する方の情報をハローワークからお送りします。

#### 5 「実施結果報告書」の作成・提出

職場実習・体験終了後、実施結果報告書を作成・提出いただきます。

#### 3 実施計画書の作成・提出

受け入れを承諾いただける場合、実施計画書を作成・提出いただきます。

#### 6 謝金の受け取り

受け入れ人数1人当たり最大2万円の謝金を労働局よりお支払いします。

<お問合せ先> ハローワーク盛岡 職業紹介第二部門 担当者 TEL: 019-624-8903

## 一関お菓子スタンプラリー 開催のご案内

2月1日から3月11日の期間において、岩手県菓子工業組合一関・東磐両支部並びに一関商工会議所主催による「一関お菓子スタンプラリー」が開催されます。新型コロナウイルスで打撃を受けた菓子業界の盛り上げを図ろうと、一関地方にある菓子店を巡ってもらい活性化を目指していくものです。

◆参加方法：参加店舗でスタンプラリーカードを受け取り、500円以上の菓子の購入でスタンプが1個押印される。異なる店舗のスタンプを4個集めて応募する。なお、参加店舗の詳細はホームページ (<http://ichinoseki-cci.com/area/ichinoseki/page.php?p=903>) をご覧頂くか、事務局へお問い合わせ下さい。

◆応募方法：カードに住所、氏名、電話番号を明記してポストへ投函する。

◆賞品：A賞(10人)・・・1万円分の一関市特産品詰め合わせ  
B賞(20人)・・・5000円分の一関市特産品詰め合わせ  
C賞(50人)・・・2000円分のお菓子詰め合わせ  
D賞(60人)・・・1500円分のお菓子詰め合わせ

<お問合せ>

一関商工会議所 一関お菓子スタンプラリー事務局 TEL: 0191-23-3434



PRポスター

## 岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和3年1月分

|                          |       |                          |
|--------------------------|-------|--------------------------|
| ■岩手県中央会の主な実施事業等          | 1月21日 | 岩手県交通安全対策協議会第2回監事会       |
| 1月7日 2021年新春中央会組合トップセミナー | 1月22日 | いわて観光キャンペーン推進協議会第2回運営幹事会 |
| 1月20日 人材確保対策・オンラインセミナー   |       | 貸付審査委員会                  |
| ■関係機関・団体主催行事への出席等        | 1月25日 | 岩手県金融懇談会                 |
| 1月5日 盛岡商工会議所議員新年茶話会      |       |                          |